

障害特性に応じた雇用支援施策

障害特性に応じたきめ細やかな支援施策

◎ 精神障害者を対象とした支援施策

① 障害者雇用率制度における精神障害者の特例

精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)を各企業の雇用率(実雇用率)に算定。短時間労働者である精神障害者についても0.5人分として算定。

② 精神障害者雇用トータルサポーターの配置

精神障害の専門的知識を有する「精神障害者雇用トータルサポーター」をハローワークに配置し、精神障害者等の求職者に対して専門的なカウンセリング、就職準備プログラム及び事業主への意識啓発等の支援を実施。

③ 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金

一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用」に取り組む事業主に対し奨励金を支給。

④ 精神障害者雇用安定奨励金

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給。

⑤ 精神障害者に対する総合的雇用支援

地域障害者職業センターにおいて、専任の精神障害者担当カウンセラーを配置し、主治医等との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して、総合的な支援を実施。

⑥ 医療機関等との連携によるジョブガイダンス事業

ハローワークから医療機関等に出向いて、就職活動に関する知識や方法についてガイダンス等を実施することにより、就職に向けた取組を的確に行えるよう援助を実施。

⑦ 職場支援従事者配置助成金

重度知的障害者又は精神障害者の方(65歳未満)を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場支援従事者(職場支援パートナー)の配置を行う事業主に対し、助成金を支給。

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

① 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センター等に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、きめ細かな個別相談、支援を実施する。

② 発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施する。

③ 発達障害者雇用開発助成金

発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、発達障害者について、ハローワークの職業紹介により雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。

④ 発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける試行実施

障害者職業総合センターにおいて、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターで発達障害者に対する専門的支援の試行実施を行う。

◎ 難病がある人を対象とした支援施策

難治性疾患患者雇用開発助成金

難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握するため、難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行う。